



人権の花を咲かせよう ⑤

**平和について考えよう！
世界は今、核兵器の脅威にさらされています**

世界が平和であることは、私たち人類共通の願いです。しかし、今なお、世界では戦争・紛争

による混乱、貧困、人権侵害、核実験の強行実施など、私たちの願いとは程遠い現実があります。

私たちは、唯一の被爆国の国民として、非核三原則の堅持を願い、あらゆる核兵器のすみやかな廃絶と、人類永遠の平和が確立されることを強く望んでいます。

市では、すべての人々の人権が尊重され、平和で明るい社会を実現することを目的に、平成17年新市発足と同時に、人権尊重都市宣言と非核平和都市宣言を行いました。さらに、昨年4月には、平和な世界の実現を願う自治体で構成された平和市長会議に加盟しました。

また、そのほかの平和への取り組みとしては、核実験への抗

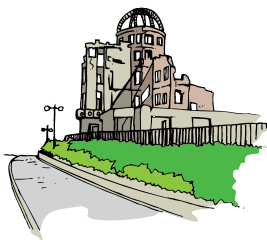
議、原爆写真・ポスター展の開催、8月6日広島・9日長崎の原爆の日に、黙とうの願いをするなど活動しています。

戦争、とりわけ核兵器の使用が最悪・最大の人権侵害だと理解すること、このことこそが核兵器を二度と使ってはならないという認識を、私たち人類が共有する第一歩につながるのです。

被爆後、64年目を迎える今日、被爆者も高齢化が進み、悲惨なあの日の光景を語る人が少なくなりつつあります。

私たちは、今一度平和について真剣に考え、できることから何か始めてみる必要があるのではないのでしょうか。

(人権啓発広報編集委員会云)



人権標語

(小学2年生の作品)

いじめたら じぶんの心も よごれるよ



消費生活相談

**定期購入と知らずに購入
テレビ通販は十分確認を**

《相談内容》

テレビで「ひざの痛みが和らぐ」という健康食品の通販販売(通販)のCMを見て、お試し価格だったので、すぐに購入した。1か月後にまた健康食品が送られてきた。問い合わせると、定期購入になっていると言われた。断りたい。

《アドバイス》

テレビで通販の番組やCMをよく目にします。何気なく見ていると、何回も繰り返し見ていくうちに、つい商品が欲しくなることもあります。通販では、自分のイメージとは違ったとしても、購入した商品のクーリング・オフはできません。

通販業者によっては、返品特約がありますが、送料の負担が必要な場合や一度使用すると返品できない場合があります。しかし、返品特約などの重

要な情報は、数秒、テレビ画面に表示されるだけで、しかも小さな文字で見落とす可能性もあります。特に健康食品や化粧品などは、定期購入の場合もあるので注意が必要です。

相談者には、定期購入の意思はないと書面を出し交渉するよう助言しました。

いざという時の返品ルール(何日以内か?使用した場合?返送料は?など)を十分確認した上で契約しても、遅くはありません。

今年の12月1日から、改正特定商取引法が施行され、通販は返品特約の表示がない場合に限り商品が届いてから8日以内であれば返品ができるようになります。ただし、送料は消費者負担です。

消費生活相談室 市役所本庁5階

☎0848676410

とき 月～金曜日9時～12時、13時～16時

8月の消費生活巡回相談

14日(金) 14時～16時

本郷支所

21日(金) 14時～16時

久井保健福祉センター

28日(金) 10時～12時

大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072 FAX 0848641003